ヌ	*Syrmaticus mikado*（ミカドキジ）
ル	*Struthio camelus*（ダチョウ）
ヲ	令別表第二の表二の第二の(1)、(2)、(4)、(7)から(9)まで、(11)から(13)まで又は(18)に掲げる種
十	（略）
3	（略）

ホ	*Syrmaticus mikado*（ミカドキジ）
ヘ	*Struthio camelus*（ダチョウ）
ト	令別表第二の表二の第二の(1)、(2)、(4)、(7)から(9)まで、(11)から(13)まで又は(18)に掲げる種
十	（略）
3	（略）

附　則

この省令は、平成二十九年一月二日から施行する。

○防衛省令第十八号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第五十四条第二項の規定に基づき、自衛隊法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

防衛大臣臨時代理　国務大臣　松本　純

自衛隊法施行規則の一部を改正する省令

自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第四十四条第六項第一号中「子の」を「子（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百十七条の二第一項の規定により自衛官以外の隊員が当該自衛官以外の隊員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて、当該自衛官以外の隊員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四第一項に規定する里親である自衛官以外の隊員に委託されている児童のうち、当該自衛官以外の隊員が養子縁組によつて養親となることを希望している者その他これらに準ずる者として防衛大臣の定める者を含む。第四十九条第一項において同じ。）の」に、「第四十九条の二第一項」を「第四十九条第一項第九号の四」に改める。

第四十六条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第四十九条第一項第八号中「親」の下に「（当該子について民法第八百十七条の二第一項の規定により特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であつて当該子を現に監護するもの又は児童福祉法第二十七条第一項第三号の規定により当該子を委託されている同法第六条の四第一項に規定する里親であつて、養子縁組によつて養親となることを希望している者若しくは同条第二項に規定する養育里親である者（同法第二十七条第四項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、養子縁組によつて養親となることを希望している者として委託することができない者に限る。）を含む。）」を加え、同項第九号の四中「次条第一項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下この号において「要介護者」という。）」を「要介護者（配偶者等で負傷、疾病又は老齢により防衛大臣の定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下この号、次条第一項及び第四十九条の二第一項において同じ。）」に改める。

第四十九条の二第一項中「配偶者等で負傷、疾病又は老齢により防衛大臣の定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの」を「要介護者」に改め、「ため」の下に「所属長が、防衛大臣の定めるところにより、隊員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、三回を超えず、かつ、通算して六月を超えない範囲内で指定する期間（次項及び次条第一項において「指定期間」という。）内において」を加え、同条第二項中「前項に規定する者の各々が同項に規定する介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する六月の期間」を「指定期間」に改める。

第四十九条の二の次に次の一条を加える。

（介護時間）

第四十九条の二の二　介護時間は、隊員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する三年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において一日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2　介護時間の時間は、前項に規定する期間内において一日につき二時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

3　介護時間については、防衛大臣の定めるところにより、所属長の承認を受けなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十九年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正前の自衛隊法施行規則第四十九条の二第三項の規定により介護休暇の承認を受けた隊員であって、この省令の施行の日において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して六月を経過していないものの当該介護休暇に係るこの省令による改正後の自衛隊法施行規則第四十九条の二第一項に規定する指定期間については、自衛隊法施行規則第四十四条第十二項に規定する所属長は、防衛大臣の定めるところにより、初日から当該隊員の申出に基づくこの省令の施行の日以後の日（初日から起算して六月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定するものとする。